

「子育て世帯臨時特例給付金」
の申請は、もう済ませた？



まだ、これからよ。
忘れずに申請するわ。

申請を 忘れずに

平成27年6月分の
児童手当^(特例給付を除く)を
受給される方に対して、

児童1人につき
3,000円
が支給されます。

子育て世帯臨時特例給付金とは…

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施されるものです。

- 平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)を支給する市区町村に**申請が必要です**。
(基本的に、平成27年5月31日時点で住民票がある市区町村が同年6月分の児童手当を支給する市区町村になります。)
- 申請は、**児童手当の現況届の**手続とあわせて行います。

子育て世帯臨時特例給付金の申請を忘れずに

支給要件

支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※特例給付(児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

支給額

対象児童1人につき**3,000円**

基準日

平成27年5月31日

申請方法

申請先

中島村役場 保健福祉課

平成27年6月分の児童手当を中島村から受給される方が対象です。

※上記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は中島村で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

※公務員の方は、基準日(平成27年5月31日)時点で住民票が中島村にある方が対象です(勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください)。

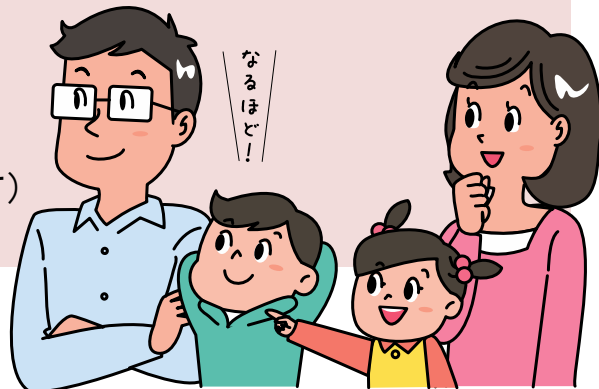
申請期間

平成27年6月24日(水)～9月30日(水)

提出書類

申請書(請求書)

(児童手当の現況届とあわせて郵送します)



問い合わせ

申請方法 に関するお問い合わせ

中島村役場 保健福祉課

TEL **0248-52-2174**

制度 に関するお問い合わせ

厚生労働省専用ダイヤル

TEL **0570-037-192**